4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

4.4.1 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案等

天塩川流域における適用性が高い流水の正常な機能の維持対策案を概略 評価により抽出し、概略評価した流水の正常な機能の維持対策案について、 利水参画者等へ意見聴取を行った。そして、利水参画者等から得た回答を 踏まえて抽出する流水の正常な機能の維持対策案を再整理した。

4.4.1.1 流水の正常な機能の維持対策案立案の基本的な考え方

流水の正常な機能を維持については、「検証要領細目」より 13 方策を参考として、天塩川流域の特性に応じ複数の対策案を立案した。

表 4.4.1 方策の概要

	利水上(の効果等
方 策	効果を定量的に見 込むことが可能か	取水地点 (導水路の新設を前 提としない場合)
河道外貯留施設 (貯水池)	可能	施設の下流
川面 区で 域の 内対 他用途ダム容量の	可能	ダム下流
内 対 他用途ダム容量の 同 い 上 げ	可能	ダム下流
水系間導水	可能	導水先位置下流
(河給地下水取水 川面	ある程度可能	井戸の場所(取水の 可否は場所による)
区で ため池(取水後の 貯留施設を含む。)	可能	施設の下流
海 水 淡 水 化	可能	海沿い
水源林の保全	できない	水源林の下流
まった。 また	可能	振替元水源の下流
	ある程度可能	転用元水源の下流
お供 合理化・転用 渇水調整の強化 応で 節 水 対 策	できない	_
で 即 小 刈 束	困難	_
の雨水・中水利用	困難	_

(1) 河道外貯留施設(貯水池)

河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水し、貯留することで水源とす る。

(検討の考え方)

名寄川に沿った地域において、対策案への適用の可能性について検討 する。



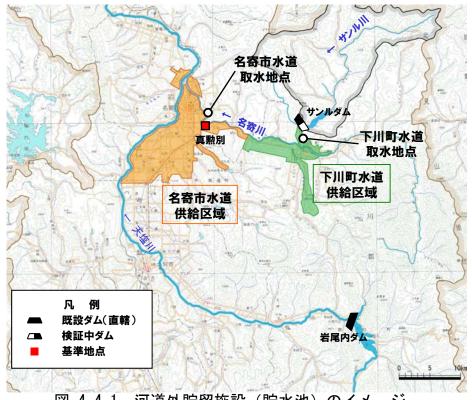


図 4.4.1 河道外貯留施設(貯水池)のイメージ

(2) ダム再開発(かさ上げ・掘削)

既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで容量を確保し、水源とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムの再開発 (かさ上げ・掘削) について、対策案への適用の可能性を検討する。

がさ上げ前 かさ上げ後 洪水調節容量 洪水調節容量 水道等の他用途の利水容量 堆砂容量 推砂容量

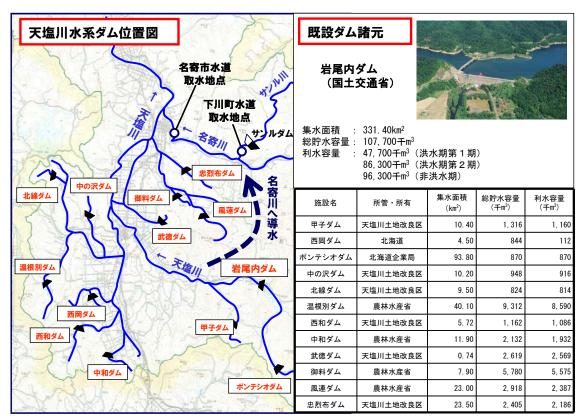


図 4.4.2 ダム再開発(かさ上げ・掘削)のイメージ

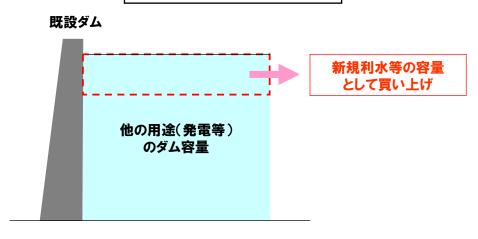
(3) 他用途ダム容量の買い上げ

既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源 とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムにおける他用途ダム容量の買い上 げについて、対策案への適用の可能性を検討する。

他用途ダム容量買い上げイメージ



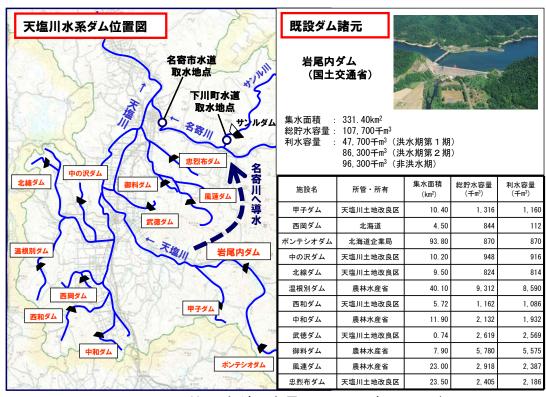


図 4.4.3 他用途ダム容量の買い上げイメージ

(4) 水系間導水

水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする。

(検討の考え方)

天塩川水系に隣接する水系において流況の季節的な特性等を勘案し、 対策案への適用の可能性について検討する。

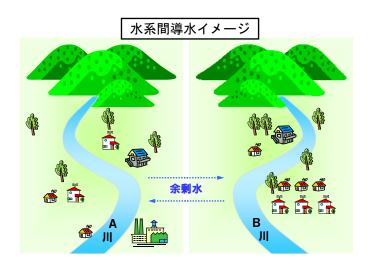




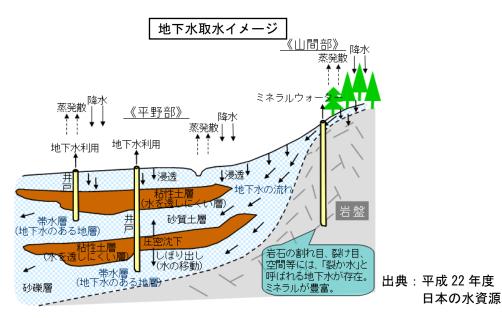
図 4.4.4 水系間導水のイメージ

(5) 地下水取水

伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、 水源とする。

(検討の考え方)

井戸の新設等による地下水取水について、対策案への適用の可能性を 検討する。



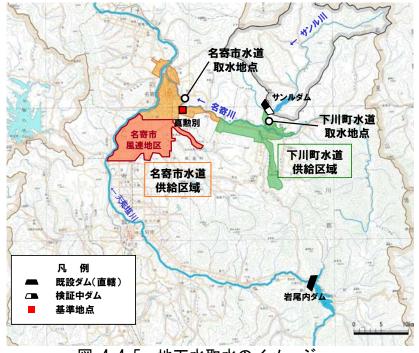


図 4.4.5 地下水取水のイメージ

(6) ため池(取水後の貯留施設を含む)

主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする。

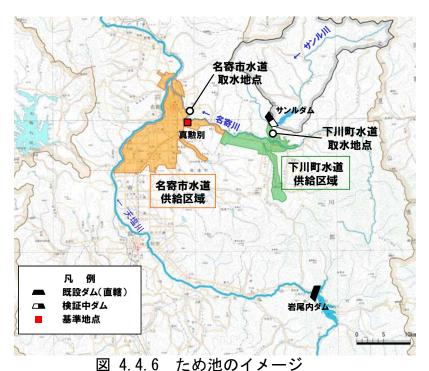
(検討の考え方)

名寄川に沿った地域における貯留施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

他地域のため池事例



出典:(独)水資源機構 三重用水管理所 HP



4-204

(7) 海水淡水化

海水を淡水化する施設を設置し、水源とする。

(検討の考え方)

海沿いや河口付近等における海水淡水化施設の設置について、対策案への適用の可能性を検討する。

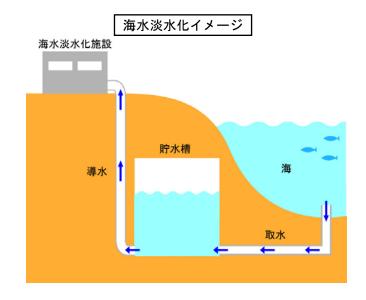




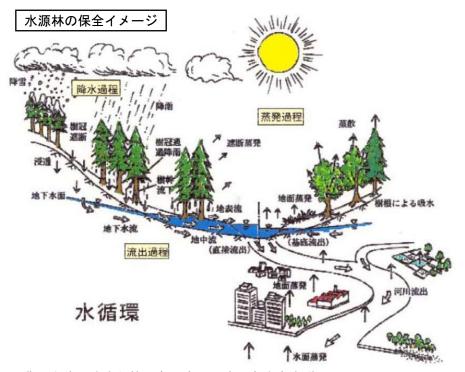
図 4.4.7 海水淡水化のイメージ

(8) 水源林の保全

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。

(検討の考え方)

天塩川流域の森林の分布状況等を踏まえ、対策案への適用の可能性に ついて検討する。



出典: 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第6回配布資料 資料1太田猛彦氏資料

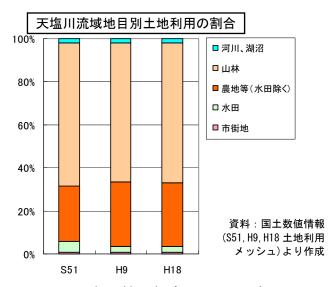


図 4.4.8 水源林の保全のイメージ

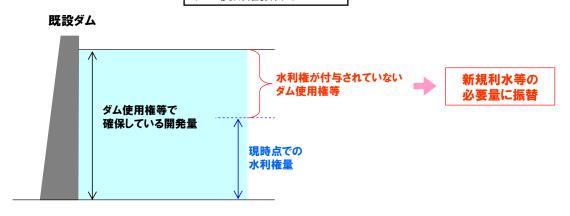
(9) ダム使用権等の振替

需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替える。

(検討の考え方)

天塩川水系に存在する 13 の既設ダムにおけるダム使用権等の振替について、対策案への適用の可能性を検討する。

ダム使用権振替イメージ



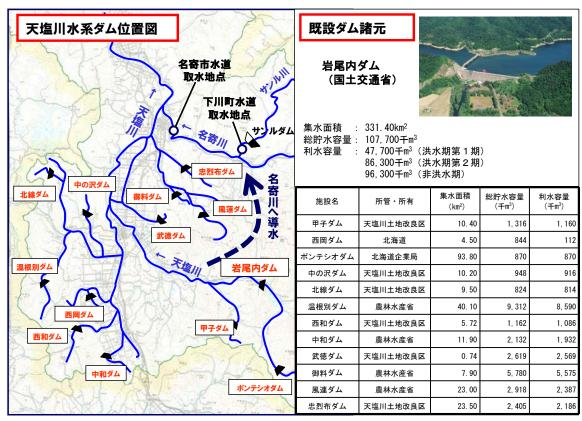


図 4.4.9 ダム使用権等の振替のイメージ

(10) 既得水利の合理化・転用

用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に転用する。

(検討の考え方)

天塩川水系の既得水利の合理化、転用について、対策案への適用の可能性を検討する。

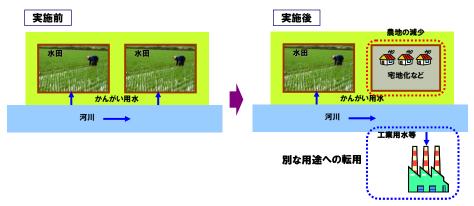


図 4.4.10 既得水利の合理化・転用のイメージ

(11) 渇水調整の強化

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水 制限を行う。

(検討の考え方)

天塩川水系の渇水調整の状況を勘案しつつ、対策案への適用の可能性 を検討する。



図 4.4.11 渇水調整の強化のイメージ

表 4.4.2 天塩川水系水利用協議会構成員名簿

構成員 旭川開発建設部 上川総合振興局 北海道企業局 士別市 名寄市 下川町 剣淵町 和寒町 美深町 中川町 音威子府村 上川北部消防事務組合美深消防署 陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊 独立行政法人水産総合研究センターさけ・ます センター ほか、かんがい用水 18機関 1 機関 発電用水 工業用水 4 機関 その他 1 機関

表 4.4.3 渴水調整協議会構成員名簿

委員	士別市長 (会長)
	北海道企業局長(副会長)
	てしおがわ土地改良区理事長(副会長)
	士別地区農業改良普及センター所長
	士別市農業協同組合長
	多寄農業協同組合長
	和寒町農業協同組合長
	剣淵農業協同組合長
	天塩朝日農業協同組合長
幹事	旭川開発建設部 管理課長
	旭川開発建設部 治水課長
	旭川開発建設部 名寄河川事務所長
	旭川開発建設部 岩尾内ダム管理所長
	利水代表者 てしおがわ土地改良区理事長
事務局	士別市総務部企画振興室
	·

(12) 節水対策

渇節水コマなど節水機能の普及、節水運動の推進、工場における回収率 の向上等により、水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

天塩川水系の節水対策について、対策案への適用の可能性を検討する。



◆水道の流しっぱなしはせず、野菜や食器 は"ため洗い"。



◆せっけん水と1回目のすすぎ水は風呂の残り湯を使う。



◆タンク内に水の入ったビンを入れる。





出典:国土交通省 水管理・国土保全局HP「節水小辞典」

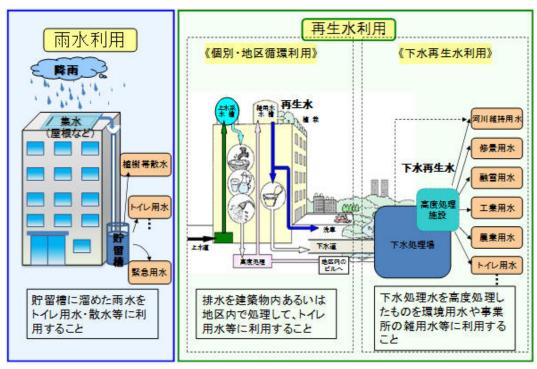
図 4.4.12 節水対策のイメージ

(13) 雨水 • 中水利用

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水道処理水利用の推進により、 河川水、地下水を水源とする水需要の抑制を図る。

(検討の考え方)

天塩川流域の雨水、中水利用について、対策案への適用の可能性を検 討する。



出典:国土交通省 水管理·国土保全局HP

図 4.4.13 雨水・中水利用のイメージ

表 4.4.4 流水の正常な機能の維持対策案の適用性

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	au	
	対策系	万策の概要	
	1	河川を横過して専ら流水を貯留する目的で築造 される構造物である。	サンル川にサンルダムを建設することにより、参加継続確認された新規利水の必要な開発量を確保する新規利水対策案を検討する。
	河道外貯留施設 (貯水池)	河道外に貯水池を設け、河川の導水し、貯留する ことで水源とする。	サンルダム事業区域内のサンル川沿いに貯水池を検 討する。
:	2. ダム再開発 (かさ上げ)	既存のダムをかさ上げあるいは掘削することで 容量を確保し、水源とする。	岩尾内ダムのかさ上げを検討する。
供給	3. 他用途ダム容量の 買い上げ	既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて 容量とすることで水源とする。	傍に必要な容量を確保 しない。
国での	4. 水系間導水	水量に余裕のある他水系から導水することで水 源とする。	で雨竜川か その導水の
なに	5. 地下水取水	伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつ つ、井戸の新設等により、水源とする。	必要とする流量に対する供給が困難であり対象とし ない。
!	6. ため池 (取水後の貯留施設 を含む。)	主に雨水や地区内流水を貯留するため池を配置 することで水源とする。	必要な容量を確保するためには、広大な集水面積が 必要となる。また、地区内流水の貯留により、河川 への流出量の減少が考えられるため、対象としない。
	7. 海水淡水化	海水を淡水化する施設を配置し、水源とする。	必要となる施設規模が大きく、コスト面から著しく 不利なことが明らかであり対象としない。
	8. 水源林の保全	水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を 期待する。	現況の森林が水源林としての機能を有していること から保全の取組みを継続する。
計	9. ダム使用権等の振替	需要が発生しておらず、水利権が付与されていな いダム使用権等を必要な者に振り替える。	近傍に必要な容量を確保可能なダム使用権を有する ダムがないため対象としない。
	10. 既得水利の合理化・転月	用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の革等に伴う需要減分を、他の必要とする用途に用する。	名寄川の既存の水利使用について、合理化・転用の 可能性を検討する。
対応	11. 渇水調整の強化	渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を 最小とするような取水制限を行う。	現状においても渇水時には調整を行っており、今後 も取組みを継続する。
O ≉	12. 節水対策	第の	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組み を継続する。
同的な	13. 雨水·中水利用	雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理 水の利用の推進により河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る。	水需要抑制の取り組みは重要であり、今後も取組を 継続する。

: 今回の検討において採用しなかった方策 :全ての対策案とともに取り組むべき方策 :今回の検討において採用した方策

4.4.1.2 流水の正常な機能の維持対策案の概略評価

以下の方針に沿って、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価を行った。

<流水の正常な機能の維持対策案の概略評価の方針>

- 1)検証要領細目で示されている14方策から、4.4.1.1で整理した天塩川への適用性を考慮して抽出し、組み合わせる。
- 2)流水の正常な機能の維持対策案は、以下に示す河川整備計画の目標とする流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保できるものとする。

●流水の正常な機能の維持

河川の流況、水利使用、動植物の生息地又は生息地の状況、漁業、景観、流水の清潔の保持等に必要な流量を勘案し、美深橋地点において概ね 20m³/s、真勲別地点において、かんがい期で最大概ね 6.0m³/s、非かんがい期で概ね 5.5m³/s を確保する。

3)「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水・中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持対策案に組み合わせる。

4) 各対策案における留意事項

・流水の正常な機能の維持対策案の施設規模はダム事業者や水利使用許可権者として有している情報により可能な範囲で検討したものであり、 変更となることがある。

流水の正常な機能の維持対策案の概要を表 4.4.5に示す。

表 4.4.5 流水の正常な機能の維持対策案一覧表

			流水の正常な機	能の維持対策案	
		1	2	3	4
ダム (河川区域内) 供給面の対応	サンルダム	河道外 貯留施設	ダム再開発		
(河川区域外) 供給面の対応				水系間導水	
需要面・供給	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全	水源林の保全 既得水利の 合理化・転用
応が必要なもの・供給面での総合的な対	渇水調整 の強化	渇水調整 の強化	渇水調整 の強化	渇水調整 の強化	渇水調整 の強化
の ☆ の 的	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策	節水対策
対対	雨水・中水利用	雨水・中水利用	雨水・ 中水利用	雨水・ 中水利用	雨水・中水利用

(1) 流水の正常な機能の維持対策案-0 サンルダム

【対策案の概要】

- ・天塩川水系名寄川支流サンル川にサンルダムを建設する。
- ・サンルダム本体及び付替道路等の工事を行う。

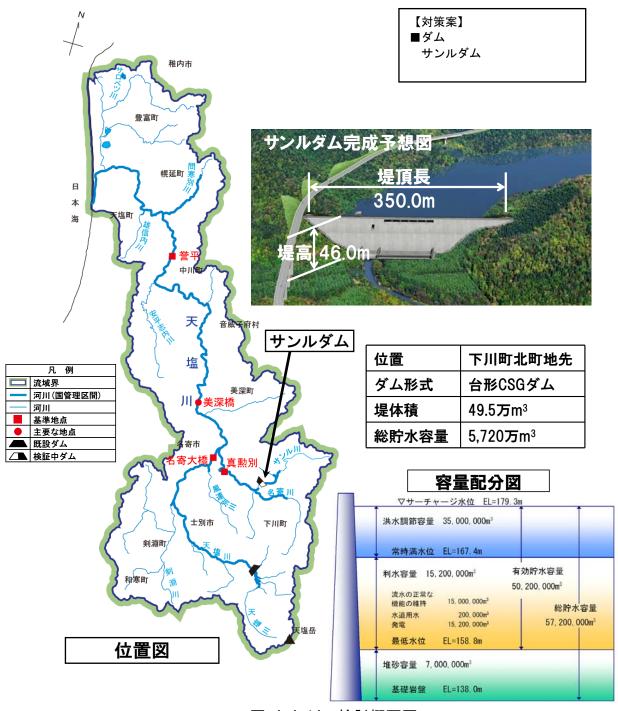


図 4.4.14 検討概要図

(2) 流水の正常な機能の維持対策案-1 河道外貯留施設

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設(貯水池)を新設し、流水の正常な機能を維持するため に必要な流量を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 15,000 千 m³を最も経済的に確保できるサンルダム事業区域内とする。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■河道外貯留施設(貯水池) 貯留施設 7 箇所 用地買収 なし



図 4.4.15 検討概要図

(3) 流水の正常な機能の維持対策案-2 ダム再開発

【対策案の概要】

- ・岩尾内ダムをかさ上げし、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・岩尾内ダムから名寄川への導水施設を設置する。
- ・かさ上げ及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は行っていない。
- 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】 ■ダム再開発 岩尾内ダムかさ上げ かさ上げ高 約3m 用地買収 約20ha 導水管 φ2,200、L=約16km



図 4.4.16 検討概要図

(4) 流水の正常な機能の維持対策案-3 水系間導水

【対策案の概要】

- ・雨竜発電所で既に行っている雨竜川から天塩川への導水を活用して、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・雨竜発電所から名寄川への導水施設を設置する。
- ・雨竜発電所への影響(減電)について検討を行う。
- ・導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は 行っていない。
- 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■水系間導水

導水管 φ2, 200、L=約 28km 送水施設 1 箇所

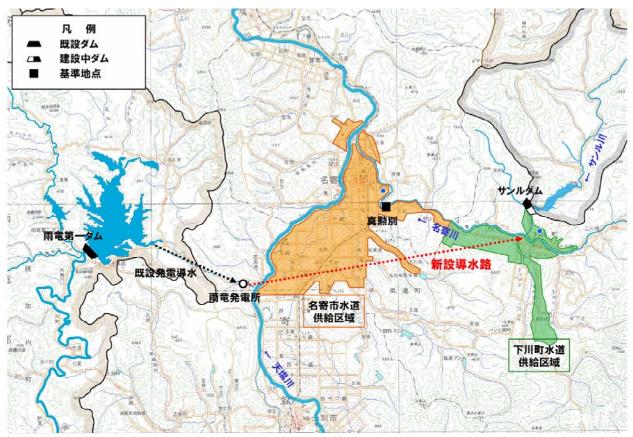


図 4.4.17 検討概要図

(5) 流水の正常な機能の維持対策案-4 既得水利の合理化・転用

【対策案の概要】

- ・名寄川の既存の水利使用を合理化・転用することにより、流水の正常な 機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は
- 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■既得水利の合理化・転用 現時点では関係利水者等との 協議・調整を行っていないため未 確定

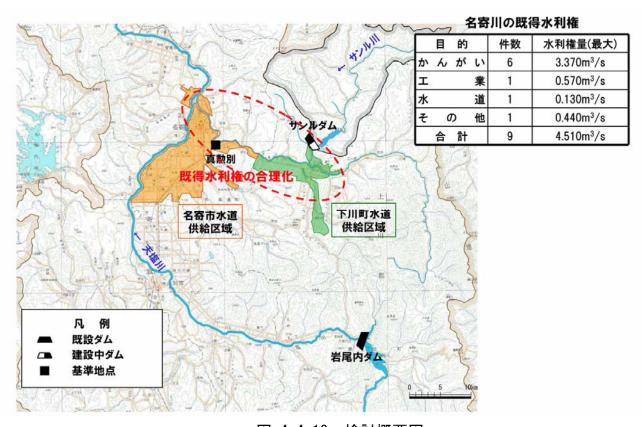


図 4.4.18 検討概要図

(6) 概略評価結果

複数の流水の正常な機能の維持対策案について、コスト、地域社会への影響、実現性などを概略評価した結果を以下に示す。

表 4.4.6 複数の流水の正常な機能の維持対策案

No.	対策案	完成までに 要する費用 (概算)	地域社会への影響、実現性など
0	サンルダム	約 100 億円	・用地の買収及び家屋移転は完了している
1	河道外貯留施設	約 430 億円	・用地の買収及び家屋移転は完了している ・貯水池設置にあたり、周囲堤築造のための地 質調査等が必要である ・複数の貯水池が必要であり、管理・運用面の 十分な検討が必要である
2	ダム再開発	約 490 億円	・岩尾内ダム関係者及び関係利水者との調整が 必要である ・かさ上げには、地質・環境調査等の検討や用 地買収が必要である ・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
3	水系間導水	約 370 億円	・雨竜ダム関係者及び関係利水者との調整が必要である ・雨竜発電所への影響(減電)について検討が必要である ・導水施設建設に伴う用地買収が必要である
4	既得水利の合理化・転 用	_	・名寄川における関係利水者との調整が必要である

⁽注)完成までに要する費用については、平成23年度以降の残事業費である。

4.4.1.3 関係者等の意見

4.4.1.2で概略評価した流水の正常な機能の維持対策案にダム案を加えた複数の流水の正常な機能の維持対策案について、サンルダムの関係河川使用者及び関係する事業者に意見を聴いた。

意見聴取先と意見聴取結果を以下に示す。

(1) 関係河川使用者

・てしおがわ土地改良区~ 岩尾内ダム:ダム再開発

・北海道企業局~ 岩尾内ダム:ダム再開発

·北海道電力株式会社~ 雨竜発電所:水系間導水

・士別市~ 岩尾内ダム:ダム再開発

表 4.4.7 関係河川使用者の意見

関係河川	12 7.7.7	関係利用使用省の息先
使用者	意見照会事項	意見照会事項に関する回答
てしおがわ 土地改良区	岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解について (No2 ダム再開発)	・天塩川は、近年の気象変動による岩尾内ダム下流域における区間流入の減少により、既得水利権の水量が確保されず、岩尾内ダムが最大のである状況となっているとから、農業の既得水利権が満足されずに他の用途と現実性のない満足を理解できない・ダムのかさ上げに加えて名寄川への導論のよどの提案は、非効率であり議論のよどの提案は、非効率であり議論のり替えに等しいのと対である名の表のであるとい路のとは被害のない路の場合であるい路が頻発におり、洪水被害の軽がり、洪水被害が頻発しており、洪水被害の軽がよの早期完成を強く要望する
北海道	岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解について (No2 ダム再開発)	・道企業局の発生電力は、全量を北海道電力 (株)へ卸供給することで契約 [卸供給契約] を締結し、その電力は北海道電力(株)が国へ 届出している電力供給計画に織り込まれて いることや、東京電力福島第一原発事故後、 水力を含めた再生可能エネルギーは、更に重 要性をましていることから、発電に支障が生 じないようにすべきと考えている ・岩尾内ダムの嵩上げについては、電気事業者 の負担や発電に支障が生じないよう検討を 願う
士別市	岩尾内ダムの嵩上げを行い流水の正常な機能の維持の対策案とすることに関する見解について (No2 ダム再開発)	・岩尾内ダムを嵩上げする対策案は、現計画と 比較して事業費の増加・工期の長期化が想定 されており、現実的な対策案ではない
北海道電力株式会社	雨竜発電所から放流水を 活用して流水の正常な機 能の維持の対策案とする ことに関する見解につい て (No3 水系間導水)	・水力発電は、純国産の再生可能エネスであるといる。 でいまた、発電時に温室効果ガスである。 でいまないギーの策上、重要対象を持出しないギーの策上、重要が重要を受ける。 ・ダムをけいでは、一般では、一般である。 ・ダムを伴いでの発電では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

(2) 関係する事業者

関係する事業者に新たな既得水利権の合理化の予定について確認したと ころ、新たな合理化の予定はなかった。

- ・北海道開発局 農業水産部~ 既得水利の合理化・転用
- ・北海道 農政部・環境生活部 ~ 既得水利の合理化・転用
- ・王子板紙株式会社 名寄工場~ 既得水利の合理化・転用

表 4.4.8 関係する事業者の意見

関係する 事業者	意見照会事項	意見照会事項に関する回答
北海道 開発局 農業水産部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化にかかる土地 改良事業予定の有無につ いて	・現時点で国営土地改良事業の計画がない
北海道農政部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化にかかる土地 改良事業予定の有無につ いて	・道営農業農村整備事業の実施に向けて、平成 23 年度に事業計画の樹立を行っている地区 のうち、照会事項に関する事業の予定はない
北海道 環境生活部	士別市、名寄市、和寒町、 剣淵町、下川町における水 需要合理化を伴う水道事 業の広域化に関する事業 計画の有無について	・士別市、名寄市、和寒町、剣淵町及び下川町 において、現段階で、既得水利の合理化を伴 う水道事業の市町村の行政区域を越えた広 域化に関する事業計画が予定されている水 道法に基づく認可申請・届出はない
王子板紙 株式会社	名寄川の水利権の見通し に関する見解について	・現在の水利権の水量は必要であり、減量の予定はない

(3) 構成員の意見

第1回から第3回検討の場において、構成員から4.4.1.2で示した流水の 正常な機能の維持対策案以外を支持する意見はなかった。

(4) パブリックコメント

4.4.1.2で示した流水の正常な機能の維持対策案について、パブリックコメントを行ったが、流水の正常な機能の維持対策案以外を支持する意見はなかった。また、新たな流水の正常な機能の維持対策案の提案はなかった。

4.4.1.4 関係者等の意見を踏まえた概略評価

4.4.1.3の関係者等の意見を踏まえて概略評価を行い、流水の正常な機能の維持対策案を抽出した結果を表 4.4.9に示す。

<ご意見を踏まえた概略評価の内容>

- ・流水の正常な機能の維持対策案の抽出にあたり、No. 2「ダム再開発」、No. 3「水系間導水」の案を構成する各関係者、施設管理者に当該案に対して意見照会したところ、No. 3「水系間導水」については「発電所の運転に制約を与えるような恒常的な給水となる可能性がある本対策案に対しては同意できない」との回答があった。
- ・関係する事業者に既得水利の合理化・転用にかかる事業予定等の見通し を聞いた結果、現時点ではこれらの見込みはなかった。
- ・パブリックコメントにおいて新たな流水の正常な機能の維持対策案の提 案はなかった。

表 4.4.9 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出の整理

	••	字 c:: 冷		3336	直で99点に98回に前に188の前に
					概略評価による抽出
Š.	对策	完成までに 要する費用	丑		不適当と考えられる評価軸とその理由
0	サンルダム	約 100 億円			
-	河道外貯留施設	約 430 億円	0		
2	ダム再開発	約 490 億円	0		
3	水系間導水 [※]	約 370 億円	0		
4	既得水利の合理化・転用	1		・実現性	・新たな合理化の予定がなく、必要量を確保する見込みがない。

※ 発電計画に支障を与えない対策を講じ、評価軸ごとの評価を行う。 (注)完成までに要する費用については、平成23年度以降の残事業費である。

4.4.1.5 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出結果

概略評価で抽出する流水の正常な機能の維持対策案は下記の4案とする。

表 4.4.10 流水の正常な機能の維持対策案抽出5案

No.	概略評価で抽出する流水の正常な機能の維持対策案
0	サンルダム
1	河道外貯留施設
2	ダム再開発
3	水系間導水

概略評価により抽出された流水の正常な機能の維持対策案 4 案については、
以下と表現することとした。
No.0 サンルダム → 現計画案
No. 1 河道外貯留施設 → 河道外貯留施設案
No. 2 ダム再開発 → ダム再開発案
No. 3 水系間導水 → 水系間導水案

4.4.2 評価軸ごとの評価

概略評価により抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、 「検証要領細目」に示されている6つの評価軸について評価を行った。

以下に評価軸ごとの評価を行った対策案の概要を示す。なお、これらの 対策案の完成までに要する費用等については、評価軸ごとの評価を行うに あたり、詳細検討を行った結果を示している。

その結果を表 4.4.11~表 4.4.17に示す。

(1) 現計画案

【対策案の概要】

- ・天塩川水系名寄川支流サンル川にサンルダムを建設する。
- ・サンルダム本体及び付替道路等の工事を行う。



図 4.4.19 検討概要図

(2) 河道外貯留施設案

【対策案の概要】

- ・河道外貯留施設(貯水池)を新設し、流水の正常な機能を維持するため に必要な流量を確保する。
- ・河道外貯留施設は、必要量 15,000 千 m3 を最も経済的に確保できるサン ルダム事業区域内とする。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】 ■河道外貯留施設(貯水池) 貯留施設 7 箇所 用地買収 なし



図 4.4.20 検討概要図

(3) ダム再開発案

【対策案の概要】

- ・岩尾内ダムをかさ上げし、流水の正常な機能を維持するために必要な流 量を確保する。
- ・岩尾内ダムから名寄川への導水施設を設置する。
- ・かさ上げ及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。
- 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】 ■ダム再開発 岩尾内ダムかさ上げ かさ上げ高 約 3m 用地買収 約 20ha 付替道路 約 2km 付替橋梁 5 橋 導水管 φ2.200、L=約 14km



図 4.4.21 検討概要図

(4) 水系間導水案

【対策案の概要】

- ・雨竜発電所で既に行っている雨竜川から天塩川への導水を活用して、流 水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・雨竜発電所から名寄川への導水施設を設置する。
- ・発電計画に影響を及ぼさないために調整池を設置する。
- ・調整池及び導水施設の設置に伴い、用地買収を行う。
- ※ 流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、関係機関や地権者等の関係者との事前協議や調整は
- 行っていない。 ※ 対策箇所や数量については現時点のものであり、今後変更があり得るものである。

【対策案】

■水系間導水

φ2, 200、L=約 13km

φ1,500、L=約 11km

送水施設 2 箇所 調整池 4 箇所

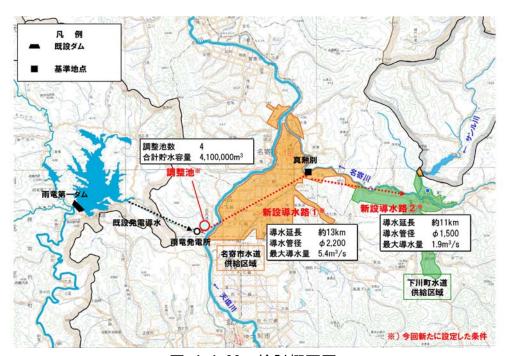


図 4.4.22 検討概要図

の維持)	水系間導水案	水系間導水+調整池	・ 美深椿地点で概ね20m3/s、 真敷別地点でかんがい期で最大概和6.0m3/s、非かんがい期で最で概ね6.0m3/s、非かんがい単で概ね5.5m3/sを確保できる。	[10年後] ・関係住民、関係機関との調 整が整えば、水系間導水施設 は事業実施中となると想定さ れる。	・真勲別地点及びその下流で効果を確保できる。	・現状の河川水質と同等と考 えられる。
(流水の正常な機能の維持)	ダム再開発案	岩尾内ダムかさ上げ	・美深橋地点で概ね20m3/s、 真熟別地点でかんがい期で最 大概ね6.0m3/s、非かんがい期 で概ね5.5m3/sを確保できる。	【10年後】 ・関係住民、関係機関との調整が整えば、岩尾内ダムかさ 上げは事業実施中となると想定される。	・真勲別地点及びその下流で効果を確保できる。	・現状の河川水質と同等と考 えられる。
針 総括整理表	河道外貯留施設案	河道外貯留施設	 美深稽地点で概ね20m3/s、 真熟別地点でかんがい期で最大概ね6.0m3/s、非かんがい期 で概ね5.0m3/s、非かんがい期 で概ね5.0m3/sを確保できる。 	【10年後】 ・関係機関との調整が整え ば、河道外貯留施設は事業実 施中となると想定される。	・真勲別地点及びその下流で効果を確保できる。	・現状の河川水質と同等と考えられる。
サンルダム検証に係る検討	現計画案	サンルダム	・ 美深権地点で概ね20m3/s、 真敷別地点でかんがい期で最 大概ね6.0m3/s、非かんがい期 で概ね5.0m3/sを確保できる。	[10年後] ・サンルダムは完成し、水供 給が可能となると想定され る。	・真勲別地点及びその下流で効果を確保できる。	質の用水が得 ・現状の河川水質と同等と考えられる。
表 4.4.11 サン	流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要		●流水の正常な機能の維持の 必要な流量が確保できている か	●段階的にどのように効果が 確保されていくのか	●どの範囲でどのような効果 が確保されていくのか (取水位置別に、取水可能量 がどのように確保されるか)	●どのような水質の用水が得 られるか
	na /	評価軸と評価の考え方	一种			

【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現 場の安全対策等に0.4億円[※]程 度が必要と見込んでいる。 ・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の還付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業 の残額が7億円*程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要がある。。 (費用は、いずれも平成25年度以降の残事業費) ※の費用はいずれも共同費 ベース 水系間導水十調整池 水系間導水案 約390百万円/年 約600億円 (流水の正常な機能の維持) 【その他留意事項】 これらの他に生活再建事業 の残額が7億円[※]程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要があ る。 ・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の遠付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金(水道・発電)の合計 は、3億円である。 <u>約600億円</u> (かさ上げ工事期間中の発電休 止等の補償費用は考慮してい ない) 場の安全対策等に0.4億円[※]程度が必要と見込んでいる。 、費用は、いずれも平成25年度以降の残事業費) 【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現 ※の費用はいずれも共同費 ベース 岩尾内ダムかさ上げ ダム再開発案 約370百万円/年 の残額が7億円^{*}程度である が、その実施の扱いについ て、今後、検討する必要があ る。 ・国が事業を中止した場合に は特定多目的ダム法に基づき 利水者負担金の適付が発生す る。なお、これまでの利水者 負担金 (水道・発電)の合計 は、3億円である。 場の安全対策等に0.4億円[※]程 度が必要と見込んでいる。 【その他留意事項】 ・これらの他に生活再建事業 (費用は、いずれも平成25年度以降の残事業費) 【中止に伴う費用】 ・施工済みまたは施工中の現 ※の費用はいずれも共同費 ベース 河道外貯留施設案 河道外貯留施設 総括整理表 約370百万円/年 約320億円 サンルダム検証に係る検討 (費用は、いずれも平成25年度以降の残事業費) <u>約100億円</u> (流水の正常な機能維持分) サンルダム 現計画案 【中止に伴う費用】 ・発生しない。 約100百万円/年 流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要 ●その他の費用(ダム中止に 伴って発生する費用等)はど のくらいか ●維持管理に要する費用はど のくらいか ●完成までに要する費用はど のくらいか 4.4.12 表 評価軸と評価の考え方 コスト

・調節地及び導水館設の用地の買収等が必要となるため土地所有者等の協力が必要である。なお、現時点では、本対策率について土地所有者及び関係機関等に説明等を行っていたは、 ・導水先の関係する河川使用 者の同意が必要である。な お、現時点では、本対策案に ついて説明等を行っていな 「休系間導水の施設管理者の 意見】 ・北海道電力(株)(雨竜祭電 所管理者)から、雨竜発電所 は在中間を通じた発電所を を行い資重な調整力、供給力 を担っている重要な発電所で を担っている重要な発電所で あり、発電所の運転に制約を 与えるような信報的な給水と ちる可能性がある本対探案に 対しては同意できない旨表明 されている。 ・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。 水系間導水十調整池 水系間導水案 流水の正常な機能の維持 ・岩尾内ダム発電事業者から、発電事業者に負担や発電に支障が生じないように検討するよう意見が表明されている。 ・かさ上げに伴う用地の買収等が必要となるため、土地所有者の協力が必要である。なお、現時点では、本対策案について土地所有者及び関係機関等に説明等を行っていな ・導水先の河川管理者及び関係する河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では、本本が現場では、本本が登りまた。なが、東京に、本対策案について説明等を行っていない。 ・岩尾内ダム使用権者等(土 別市、てしおかわ土地改良 別からは、現実的ではな い、非効率であるといった意 見が表明されている。 ・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。 【岩尾内ダム使用権者等の意 見】 岩尾内ダムかさ上げ ダム再開発案 ・河道外貯留施設下流の関係する河川使用者の同意が必要である。なお、現時点では、本外域等について説明等を行っていったが、ままが数率について説明等を行っていない。 ・河道外貯留施設はサンルダ ム事業用地を想定しており、 必要な用地及び家屋移転は、 すべて完了している。 ・サンルダムに参画している 発電事業 (ほくでんエコエナ ジー(株)) は不可能となる。 河道外貯留施設案 河道外貯留施設 総括整理表 サンルダム検証に係る検討 | ・サンルダム建設に必要な民 | 有地の取得 (約260ha) 及び家 J | 屋移転 (13戸) は完了してい 4 | る。 ・一部の公共用地補償が残っ ているが、了解を得られてい る。 (・利水参画者(名寄布、下川 町、ほくでんエコエナジー (株))は現行の基本計画に同 意している。 サンルダム 現計画案 流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要 ●土地所有者等の協力の見通 しはどうか ●関係する河川使用者の同意 の見通しはどうか ●発電を目的として事業に参 画している者への影響の程度 はどうか 4. 13 4 麦 評価軸と評価の考え方 実現性

(流水の正常な機能の維持) 総括整理表 表 4.4.14 サンルダム検証に係る検討

水系間導水案	水系間導水+調整池	・調節地建設に伴う漁業関係 者との調整を実施していく必 要がある。	・導水管を道路敷地内に地下 埋設するため、道路管理者と の調整が必要であるが、調整 は行っていない。	・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね約2 5年程度必要である。	・これに加え、事業用地の所 有者、関係機関、周辺住民の 了解を得るまでの期間が必要 である。	・現行法制度のもとで水系間 導水案を実施することは可能 である。	・技術上の観点から実現性の 陸路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要 となるが、適切な維持管理に より持続可能である。
ダム再開発案	岩尾内ダムかさ上げ	・岩尾内ダムのかさ上げに伴 う漁業関係者との調整を実施 していく必要がある。	・かさ上げに伴う道路及び椿 梁付け替え、導水管の道路敷 地内地下埋設のため、道路管 理者との調整が必要である が、調整は行っていない。	・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね約9 年程度必要である。	・これに加え、事業用地の所 有者、関係機関、周辺住民の 了解を得るまでの期間が必要 である。	・現行法制度のもとでダム再 開発案を実施することは可能 である。	技術上の観点から実現性の 協路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要 となるが、管理実績もあり、 適切な維持管理により持続可 能である。
河道外貯留施設案	河道外貯留施設	・河道外貯留施設建設に伴う 漁業関係者との調整を実施し ていく必要がある。		・調査・設計・契約期間を除き施設の完了までに概ね約2 2年程度必要である。	・これに加え、関係機関、周 辺住民の了解を得るまでの期 間が必要である。	・現行法制度のもとで河道外 貯留施設案を実施することは 可能である。	・技術上の観点から実現性の 隘路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要 となるが、適切な維持管理に より持続可能である。
現計画案	サンルダム	・ダム建設にあたり、漁業関係者の理解を得ながら進めていく必要がある。		・本省による対応方針等の決 定を受け、本体工事の契約手 続の開始後から約5年間を要		・現行法制度のもとでダム案 を実施することは可能である。	・技術上の観点から実現性の 隘路となる要素はない。	・継続的な監視や観測が必要 となるが、管理実績もあり、 適切な維持管理により持続可 能である。
流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要		●その他の関係者との調整の 見通しはどうか		●事業期間はどの程度必要か		●法制度上の観点から実現性 の見通しはどうか	●技術上の観点から実現の見 通しはどうか	●将来にわたって持続可能と いえるか
	評価軸と評価の考え方	実現性						持続性

(流水の正常な機能の維持) 総括整理表 表 4.4.15 サンルダム検証に係る検討

	流水の正常な機能の維持対策案にまた中部の指揮	現計画案	河道外貯留施設案	ダム再開発案	水系間導水案
1	N M M A A A A A A A A A A A A A A A A A	ナンバンキ	河道外貯留施設	99 Lm	水系間導水十調整池
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	・調査の結果、現時点では港 水の影響による地すべり等の 可能性は予測されていない。	・影響は小さいと想定される。	・影響は小さいと想定される。	・影響は小さいと想定される。
	●地域振興に対してどのよう な効果があるか	・・地元の下川町の市街地がダ ム湖に近接しているためダム 湖周辺の利活用を検討しており、ダム湖を活用した地域振 興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。	・新たな水面がフクリエーションの場となり、地域振興にしながる可能性がある。	・かさ上げに関連して、ダム 周辺の環境整備が実施される のであれば、地域振興につな がる可能性がある。	・新たな水面がレクリエーションの場となり、地域振興にしながる可能性がある。
	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	・一般的にダムを新たに建設 する場合、移転を強いられる 水源地と、受益地である下流 域との間で、地域間の利害の 衡平の調整が必要になる。	・一般的に、貯留施設の建設 により移転を強いられる水源 地と、受益地である下流域と の間で、地域間の利害の衡平 の調整が必要になる。	・受益地は下流域であるた め、地域間の衡平性を保持す るため、地域住民の十分な理 解、協力を得る必要がある。	・対策実施箇所が受益地と近接しており、地域間の利害の 後下になる調整は必要ない。
		・現段階で補償措置等により、水源地域の理解を得ている状況である。			・既に導水をおこなっており、地域間の利害の衡平に係る調整は必要ない。
	●水環境に対してどのような 影響があるか	・水質予測によると、夏期から秒期にかけて貯水池内の滞留した水の受験によりダムからの放流水温の上昇が予測されるため、環境保全計層(選択取水設備の設置等)を講じる必要がある。	・河道外貯留施設建設により、富栄養化等が生じる可能性がある。	・現状の岩尾内ダムにおいて 富栄養化や土砂による水の濁 リ、水温上昇等の影響がな く、かき上げ後も回転率に大 きな変化が生じないことか ら、大きな影響はないと考え られる。	・調整池建設により、富栄養化等が生じる可能性がある。
		・水質予測によると、ダム完成後の土砂による水の濁りの影響は小さいと予測される。 影響は小さいと予測される。 まず、ダム湖の西海と流入 負付量の関係からがな人域の 栄養化が発生する可能性も低いと予測される。			・雨竜発電所から名寄川合流 点までの流量が減少する。

・調整池建設により、生物の多様性及び流域の自然環境に 影響を与える可能性がある。 必要に応じ生島環境の整備や 移植等の保全措置を行う必要 があると考えられる。 ・導水により雨竜発電所から 名物川合派点までの流量が減 少するが現状においても発電 需要に応じた放流を行っており、大きな影響はない。 ・地下水位等への影響は想定されない。 水系間導水十調整池 (湛水面積 水系間導水案 Km² 約0.48 、流水の正常な機能の維持、 約0.2 km² (湛水面積増加分)・貯水池拡大により、生物の多様性及び流域の自然環境に影響を与える可能性がある。必要に応じ生温環境の整備や移植等の保全措置を行う必要があると考えられる。 ・地下水位等への影響は想定されない。 岩尾内ダムかさ上げ ダム再開発案 ・河道外貯留施設建設により、生物の多様性及び流域のり、生物の多様性及び流域の自然環境に影響を与える可能性がある。必要に応じ生息環境の整備や移植等の保全措置を行う必要があると考えられる。 ・地下水位等への影響は想定されない。 河道外貯留施設案 (湛水面積) 河道外貯留施設 総括整理表 約1.75 km² サンルダム検証に係る検討 ・サンルダム建設にあたって は魚道を設置し、サンルダム 地点においてサクラマス等の 遡上・降下の機能を確保する にこより、魚類の生息環境 への影響を最い限をする。 り組むこととしている。 ・サンルダムの湛水区域に含まれる動植物の生息・生育環境が消失するが、湛水区域周辺に分布している同様の生息・生育環境は現状だり保全されるものと考えられる。 ・また、サクラマスを寄主と するカワシンジュガイへの二 次的な影響も考えられること から、サクラマスの保金措置 に加えて田辺河川の適地に移 植すること年の保全 にることにたられる にることにたります。 はるの影響を最小限とするこ ととしている。 ・地下水位等への影響は想定されない。 (湛水面積) サンルダム 現計画案 8 km² 約3. 流水の正常な機能の維持対策案 と実施内容の概要 ●地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか ●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか 4. 16 4 麦 評価軸と評価の考え方 環境への影響

(流水の正常な機能の維持) 総括整理表 表 4.4.17 サンルダム検証に係る検討

	売水の正常な機能の維持対策案		# 15 ± 15 € 15 € 15 € 15 € 15 € 15 € 15 €	出版	4年 禁電がた	
	と実施内容の概要	児計画条	刈追外貯留施設条	タム冉開完業	水 米 間	
評価軸と評価の考え方		サンルダム	河道外貯留施設	岩尾内ダムかさ上げ	水系間導水+調整池	
環境への影響	●土砂流動がどう変化し、下流の河川・海岸にどのように影響するか	・ダム直下のサンル川では上 流からの土砂供給の減少や流 況の変化による粗粒化の可能 性が考えられる。	・河道外に施設を設置し土砂供給に変化をおよぼさないと 考えられることから、影響は 小さいと想定される。	・現状の岩尾内ダム下流にお いて、大きな河床低下が生じ ていないことから、影響は小 さいと想定される。	お ・導水においては土砂供給に じ 変化をおよぼさないことか ら、影響は小さいと想定され る。	
		・シェュレーションによると、土砂供給や流況の変化による名寄川及び天猫川の河床高、河床材料の変化はたさいと予測される。				
	●景観、人と自然との豊かな ふれあいにどのような影響が あるか	・新たな湖面の創出による景 観等の変化が想定される。	・新たな湖面の創出による景 観等の変化が想定される。	・湖水面の上昇による景観等の変化が想定される。 ・湖水面の上昇により、湖畔・地水面の上昇により、湖畔キャンブ場の一部が水沿す	・新たな湖面の創出による景観等の変化が想定される。	
	●602排出負荷はどう変るか	・ほくでんエコエナジー(株) による新規発電が予定されて おり、これに対応する分量の 002排出量削減が見込まれる。	・現状からの変化は小さいと考えられる。	る。 ・岩尾内発電所に対し工事期 ・岩尾内発電所に対し工事期 間中における減電補償が必要 であり、これに対応する分量 の602排出負荷が増加する。	・ポンプ使用による電力使用 量増加に伴い002排出量の増加 が見込まれる。	